

(趣旨)

第 1 条 この告示は、志田焼の里博物館の情報等を広く紹介するために、志田焼の里博物館が管理するホームページ(以下「当博物館ホームページ」という。)にリンク掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 告示中の「リンク掲載」とは、当博物館ホームページの特定ページから連結できる仕組みをいう。

(基準)

第 3 条 リンク掲載の許可を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、当博物館ホームページとしての公共性及び品位、信頼性を損なうことのないものとし、申請者のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するものはリンク掲載の許可をしないものとする。

- (1) 法令、規則等に反するおそれのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 意見広告及び名刺広告又はこれに類するもの
- (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (5) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (6) 第三者をひぼう、中傷及び排斥するもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に基づく風俗営業、及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (8) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (9) リンク掲載者の所在がはっきりしないとき
- (10) 個人のホームページであるもの
- (11) 申請者のホームページの内容が志田焼の里博物館として適当でないと認めるもの

(リンク掲載)

第 4 条 リンク掲載の位置等については、次のとおりとする。

- (1) リンク掲載の位置は、当博物館ホームページのトップページ「リンク集」のコーナーとする。
- (2) リンクする掲載の種類は、文字のみとする。ただし、閲覧者が志田焼の里博物館に関する情報と錯誤するおそれがあるときは、掲載できないものとする。
- (3) リンクする掲載の文字数は、最大 20 文字とする。絵文字等の使用は禁止する。

(リンク掲載の申込み)

第 5 条 申請者は、当博物館ホームページリンク掲載依頼申請書(様式第 1 号。以下「掲載依頼申請書」という。)を提出しなければならない。

(リンク掲載の許可)

第 6 条 申請者から志田焼の里博物館へ掲載依頼申請書の提出があった場合は、第 3 条の基準に基づく審査を経て、掲載の適否を決定する。

- 2 前項のリンク掲載依頼申請書を受取り、適当と認めるときは、当博物館ホームページリンク掲載許可書(様式第 2 号)を交付する。

(リンク掲載期間及び継続)

第 7 条 リンク掲載する期間は、5 年とする。ただし、既に当博物館ホームページのリンク掲載の許可を受けているもの(以下「リンク掲載者」という。)で、5 年を超えてリンク掲載を継続しようとするものは、掲載期限の 1 箇月前までに、掲載依頼申請書を提出し、第 3 条の基準に基づく審査で適当と認められる場合は、更に 5 年間継続することができるものとする。

(リンク掲載の削除)

第 8 条 志田焼の里博物館が次の各号のいずれかに該当する場合には、当博物館ホームページリンク掲載削除通知書(様式第 3 号)をリンク掲載者に通知し、直ちに掲載を削除することができる。

- (1) リンク掲載者のホームページが無くなったとき。
- (2) 第 3 条の基準に該当すると判断したとき。
- (3) 第 7 条の掲載期間が経過したとき。
- (4) 当博物館ホームページリンク掲載削除依頼書(様式第 4 号)によりリンク掲載の削除依頼があったとき。
- (5) リンク掲載者のホームページが志田焼の里博物館として適当でないと判断したとき。

(掲載料)

第 9 条 リンク掲載の費用については、無料とする。

(免責事項)

第 10 条 リンクされなかったこと、又リンクされたホームページから発生したいかなる不利益に関しても志田焼の里博物館は一切責任を負わないものとし、又、リンクされたホームページにおける著作権、責任等は、各ホームページの管理者に帰属するものとし、志田焼の里博物館は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、リンク掲載の取扱いに関して必要な事項は、志田焼の里博物館館長が別に定める。

附 則

この告示は、交付の日から施行する。